

資料編

目次

| | | |
|---|---------------------------------------|----|
| 1 | 用語解説 | 77 |
| 2 | 後期計画における事業の重点化 | 84 |
| 3 | 子どもにやさしいまち四日市（次世代育成支援後期行動計画） 事業数一覧 | 85 |
| 4 | 四日市市次世代育成支援行動計画推進本部設置要綱 | 86 |
| 5 | 四日市市次世代育成支援行動計画推進委員会設置要綱 | 88 |

1 用語解説

あ

アウトリーチ事業

子どもたちにも本物の文化を体験できる場や機会を提供するために、芸術家等の派遣や施設訪問など美術館・博物館が対外的な広報活動をする事業です。

育児休業

労働者は、対象となる子どもが1歳（一定の条件を満たす場合は、1歳6ヶ月）に達するまでの間で、申出により子どもを養育するための休業を取得することができ、事業主は、このことを理由に解雇その他不利益な取扱いをすることを禁止されています。

また、育児休業の他に、一定の要件を満たしたなかで、働きながら子どもの養育ができる制度として、時間外労働や深夜業の制限（小学校就学前の子どもの養育を行う場合）の制度、勤務時間の短縮など（3歳未満の子どもの養育を行う場合）の措置があります。

一時預かり事業

保護者の疾病や冠婚葬祭、介護・育児疲れなどの理由により、保育所を利用していない子どもの保育が困難になった時に、一時的に子どもを預かる事業です。

一般事業主行動計画

「次世代育成支援対策」を進めるため、国や地方公共団体による取り組みだけでなく、301人以上（平成23年4月1日以降は101人以上）の労働者を雇用する事業主は、「一般事業主行動計画」を策定し、速やかに届け出なければならないとしています。

「一般事業主行動計画」は、①計画期間、②目標、③目標を達成するための対策とその実施時期の3つを定めたものです。

医療ネットみえ

現在診療可能な医療機関、近くの医療機関、助産所などを検索することができる三重県の広域災害・救急医療情報システムです。

延長保育事業

11時間を超えて保育所を開所し、長時間の保育ニーズに対応する事業です。

か

改正男女雇用機会均等法

労働者が性別により差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ、その能力を十分発揮することができる雇用環境を整備することが重要な課題となっています。このため「男女雇用機会均等法」が平成18年6月に改正した「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律」（改正男女雇用機会均等法及び改正労働基準法）です。

救急医療情報センター

けがをしたり、急病になった場合、救急車を呼ぶほどではないが、どうしてもすぐ治療を受けたいときに、かかりつけの医師が都合の悪いときやかかりつけの医師をもっていない方に対して、複数の医療機関を案内する場所です。

休日保育事業

保育所に入所している子どもで、保護者が日曜・祝日の勤務などの理由により家庭で保育できない場合に保育所で子どもを預かる事業です。

ケーブルテレビ

ケーブルを用いて行う有線放送の内、有線ラジオ放送以外のものです。広義には、これを中心としてインターネット接続や電話（固定電話）なども含む複合的なサービスを指します。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）

高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらとの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする法律です。平成 18 年 6 月に制定。

子育て支援センター

子育ての不安感などを緩和し、子どもが健やかに育つように、子育て家庭の交流の場の提供や、子育てに関する講座の開催、育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援などを行う子育て支援拠点施設です。

子ども・子育て新システム検討会議

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成 21 年 12 月 8 日閣議決定)に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うための会議です。

「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略

平成 19 年 12 月に「すべての子ども、すべての家族を大切に」を基本的な考え方として策定しました。『「就労」と「結婚・出産・子育て」』の二者択一構造の解消には、「働き方の改革による仕事と生活の調和」とその社会的基盤である「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」の 2 つの取組を、「未来への投資」としてできる限り速やかに軌道に乗せることが必要であるとしています。

コミュニティエフエム

コミュニティ（英語：community）を放送単位とする日本の放送局形態の 1 つです。市区町村又は政令指定都市の行政区内の一部の地域（隣接地域を含む場合あり）を放送対象地域とする放送です。

全て VHF（超短波）の放送帯（76.0～90.0MHz）の中の周波数を使用し、電波形式は FM（周波数変調方式）が使われているため、市販の FM 対応ラジオで聴取できます。

次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子供が健やかに生まれ育成される環境の整備を図ることを目的とした法律です。平成 15 年に制定され、平成 17 年から 10 年間の時限立法です。

同法は、日本の経済社会に深刻な影響を与える急速な少子化の進行等を踏まえ、国および地方公共団体が講ずる施策、事業主が行う雇用環境の整備その他の取組みなど次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めています。同法に基づき、地方公共団体および事業主は、国が定める「行動計画策定指針」に即して、次世代育成支援対策に関する目標や目標達成のために講じる対策・時期などを設定した行動計画を策定し、計画に基づいた取組みを実施します。地方公共団体は「市町村行動計画」「都道府県行動計画」、企業の事業主は「一般事業主行動計画」、国・地方公共団体の機関は「特定事業主行動計画」を策定することとなっています。

児童の権利に関する条約

児童の権利条約は、18 歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている権利を児童について、児童の人権の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したものです。

児童養護施設

「環境上、養護を要する（家庭環境が悪く、家庭での生活が困難）」と児童相談所長が判断した児童を養育する児童福祉施設です。略して養護施設とも言います。

ショートステイ事業

保護者の疾病、出産、冠婚葬祭や育児不安などにより家庭において養育を受けることが困難となった子どもを一時的に児童養護施設などにおいて預かる事業です。

少子化対策プラスワン

厚生労働省は、平成 14 年 9 月に従来の少子化対策を見直すために作成した少子化対策の一層の充実に関する提案です。

基本的な考え方は、これまで子育ての負担を軽減して子どもを産む環境整備に力点をおいた少子化対策を実施してきたが、主たる要因であった晩婚化に加え「夫婦の出生力そのものの低下」という新たな現象が見られ、今後一層少子化の進展が予測されること。また、急速な少子化は、社会保障等、わが国の社会経済全体に構造的変化をもたらすことが予想されるので、従来の取組みに加え、少子化対策推進基本方針の下でもう一段の少子化対策（「少子化対策プラスワン」）を講じていく必要があることです。

食育

現在をいきいきと生き、かつ生涯にわたって健康で質の高い生活を送る基本としての食を営む力を育てるとともに、それを支援する環境づくりを進める取り組みです。

新待機児童ゼロ作戦

希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を実現し、子どもの健やかな育成に社会全体で取り組むため、重点戦略に盛り込まれた、仕事と生活の調和やサービスの質の確保等の視点を踏まえ、保育所等の待機児童解消をはじめとする保育施策を質・量ともに充実・強化し、推進するため施策です。厚生労働省が平成 20 年 2 月に策定しました。

スクールカウンセラー

学校で児童、生徒、保護者、教師の相談等に応じる臨床心理士などの専門家のことです。

総合型地域スポーツクラブ

子どもから高齢者まで、様々なスポーツを愛好する人々が、それぞれの志向・レベルに合わせて参加でき、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブです。

た

待機児童

保育所入所申し込みが市に提出され、かつ、入所要件に該当しているものであって、現に保育所に入所していない子どもを示します。ただし、他に入所可能な保育所があるにも関わらず待機している場合は除きます。

男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が保障され、この結果、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、共に責任を担うことを意味します。

地域子育て支援拠点事業

子育ての不安感などを緩和し、子どもが健やかに育つように、子育て家庭の交流の場の提供や、子育てに関する講座の開催、育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援などを行う子育て支援拠点施設です。

「地域子育てネット0～6」活動

関係機関や地域が虐待を未然に防ぐとともに地域の子どもの健全育成を図ることを目的に14年度より保育園、幼稚園、保健センター、家庭児童相談室、民生委員・児童委員、主任児童委員、などがそれぞれの活動を行なう上で機関連携や継続的なかわりが必要な場合、情報交換や支援方法を検討しています。また、民生委員・児童委員、主任児童委員による未就学の在宅児訪問を実施し、あそぼう会・あそびの会等の紹介も実施しています。

適応指導員

不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・適応指導（学習指導を含む。）を行う小中学校の教員や退職した元教員、精神科医、臨床心理士のことです。

統合保育

統合保育とは、健常児と障害児が一緒に集団保育をうけることです。

統合保育が考え出された背景にはノーマライゼーションの理念があげられます。健常児は障害児と一緒にいることで、弱さを持った子どもに対して優しく接することが出来る様になり、障害をもった人を差別的な目で見ることなくなり、心身ともに成長すること事が出来ます。

特別支援教育コーディネーター

特別支援学校における特別支援教育コーディネーターは、自校の在学に対する個別の教育支援計画の策定に関する企画や調整に中心的に携わります。また、特別支援学校が担う地域におけるセンター的機能の推進や調整を行います。

小・中学校の特別支援教育コーディネーターは、校内における特別支援教育の体制や整備を推進するために、保護者や学級担任の相談窓口になったり、事例の検討や研修会のために地域の関係機関との連携や調整を行ったりする役割が中心となります。連携協力の対象は、担任や特別支援教室の教師、学年の他、学級の教師といった学校関係者に加えて、保護者や登下校の付添担当者など保護者を支援する関係者、就学前や進学先の教育機関担当者、医療機関担当者等が考えられます。

な

乳児院

児童福祉施設の一つです。第二次世界大戦前は孤児院といわれていたが、戦後、児童福祉法（昭和22年法律第164号）により法的名称が乳児院とされました。なお、乳児院のうち定員10人未満のものを「乳児預り所」といいます。乳児院は乳児（保健上その他の理由によりとくに必要のある場合にはおおむね2歳未満の幼児を含む）を入所させて、昼夜を分かたず、その養育にあたる施設であって、乳幼児を日々一定時間預かる保育所とは異なり、乳児を対象とする養護施設ともいべき施設です。入所対象となる乳児は、棄児（すてご）、父母の死亡または離婚した乳児など保護者のない乳児、または精神病や結核などのために保護者に監護させることが不適当な乳児です。

は

発達障害

発達障害は、一般的に、乳児期から幼児期にかけて様々な原因が影響し、発達の「遅れ」や質的な「歪み」、機能獲得の困難さが生じる心身の障害を指す概念です。学術的には知的障害（精神発達遅滞）を含むが、一般的には、あるいは法令上、行政上は知的障害を伴わない軽度発達障害だけを指す場合も多く、発達障害者支援法（平成16年12月10日法律第167号）も知的障害者以外の発達障害者だけを支援対象として規定している。

晩婚化・非婚化

晩婚化とは、世間一般の平均初婚年齢が以前と比べて高くなる傾向を指す言葉です。非婚とは結婚していない、または結婚しないことを意味します。

病児・病後児保育事業

病中、病後の子どもを一時的に小児科併設施設などにおいて預かり、子育てと仕事などの両立をサポートする事業です。

ファミリー・サポート・センター事業

子育てを助けてほしい人の要望に応じて、子育ての手伝いができる人を紹介し、一時的に子どもを預かる事業です。

ま

みえ子ども医療ダイヤル

子どもの急な病気や事故、薬に関する心配について、小児科専門医師が電話相談に応じます。診察や指示などの医療行為は行いません。

民生委員児童委員

民生委員児童委員は、民生委員法ならびに児童福祉法にその設置が定められています。民生委員は民生委員法によって設置が定められ、児童委員は児童福祉法によって民生委員が児童委員を兼ねることとなっています。また民生委員児童委員の中に、児童福祉問題を専門に担当する「主任児童委員」が設置されています。

身近な福祉の相談役として、情報収集や実態把握、福祉の相談役、福祉情報の提供などの活動を行っています。

メールマガジン

発信者が定期的にメールで情報を流し、読みたい人が購読するようなメールの配信の一形態で、MM、メルマガと略されることも多い。

メールマガジンでは、双方向の配信システムを使用するメーリングリストとは異なり、購読者同士で情報交換ができないプッシュメディア方式の配信システムを使用することが一般的です。

や

ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとは、ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいいます。

四日市e-学校ネット

市内公立小中学校が基本運営する保護者へのメール配信システムです。配信を希望する保護者の携帯に、各学校長の判断により必要な情報を、よりすみやかに配信することができます。現在、学校で実施されている電話による緊急連絡網や、文書でのお知らせを補完する新しい手段として機能することが期待されています。

配信する情報としては、不審者情報などの防犯にかかるお知らせや大雨台風時の学校の対応にかかるお知らせ、学校の緊急連絡などがあります。

四日市市子どもの虐待防止ネットワーク会議

子どもの虐待に関し、早期発見・早期対応・未然防止を目的に、平成12年度より『四日市市子どもの虐待防止ネットワーク会議』を設置し、保健・医療・福祉・教育・警察・地域を含めた関係機関・団体のネットワーク化を行い、啓発リーフレット、防止マニュアル作り、講演会、事例検討会等連携した取り組みをおこなっています。

ワーク・ライフ・バランス

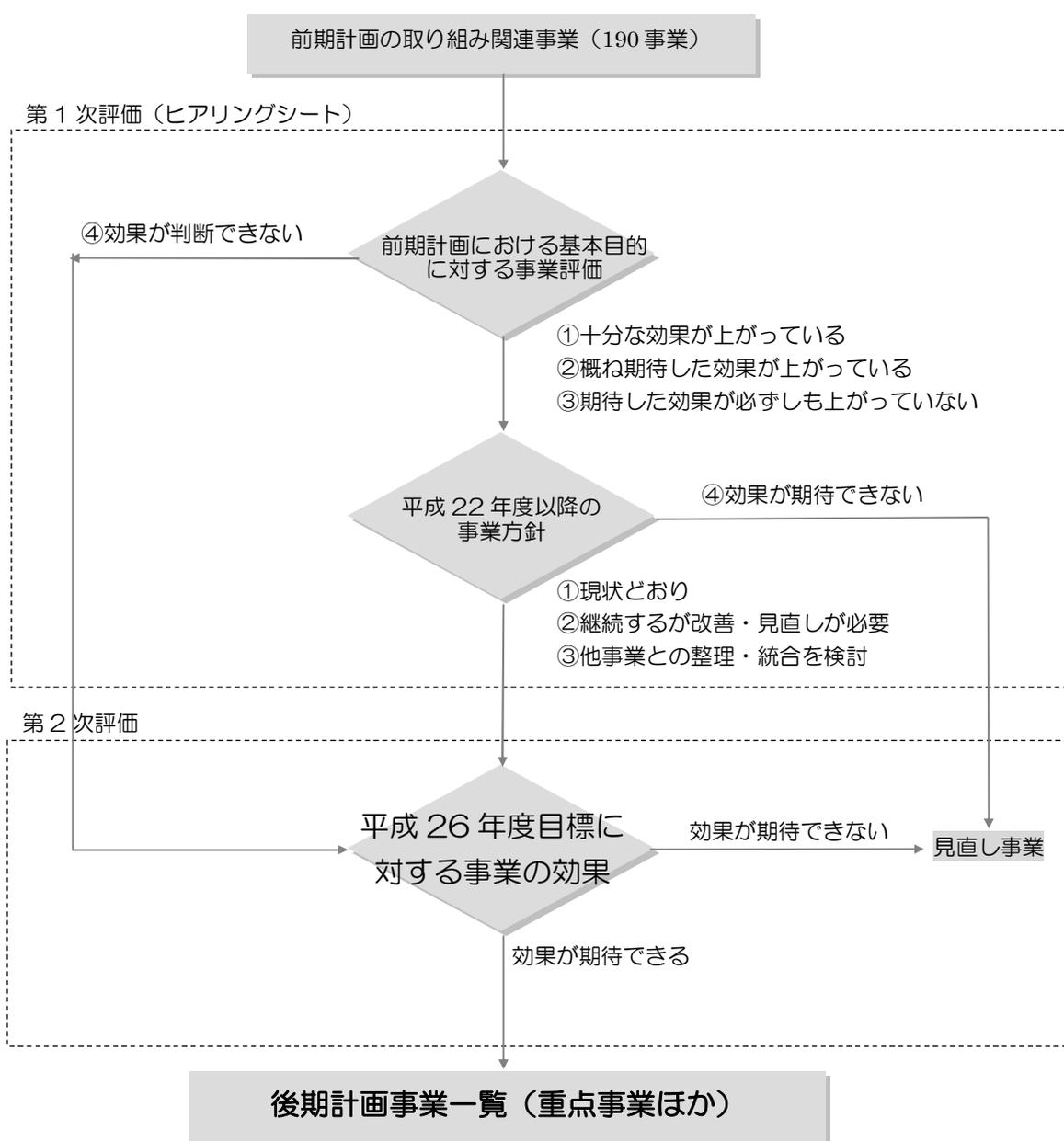
「仕事と私生活との両立」を意味するもので、家族との関係を密にすることで満足度を高め、さらにそれによって仕事の生産性が上がり、結果的に会社にメリットをもたらすことができると考えられたものです。日本でも少子化社会の進展とともに導入されるようになっていきます。



2 後期計画における事業の重点化

後期計画の策定にあたり、関連事業（190事業）のうち、「基本目的に対する事業の評価」及び「平成22年度以降の事業方針」により取り組み事業の絞り込みを行いました。さらに、基本目的に対する事業効果などを勘案し、重点事業としました。

なお、重点事業については、平成26年度に向けて数値目標・指標を設定し、進捗管理及び評価するものとしましたが、その他の事業についても、次世代育成支援の観点から重要な事業という認識のもと、関連事業として後期計画においても継続推進するものとしています。



3 子どもにやさしいまち四日市（次世代育成支援後期行動計画）事業数一覧

| 行動目標 | 前期計画 | 後期計画 | | | | | 重点事業 | 見直し事業 | 新規・統合・移動・追加事業 |
|---|------|------|----|-----|----------|-----|---|--|--|
| | 総事業数 | 重点事業 | 新規 | 見直し | 統合・移動・追加 | 合計 | | | |
| 行動目標 1-1 快適に暮らせる生活基盤が整う | 12 | 2 | 0 | 7 | △ 2 | 3 | ・建築物のユニバーサルデザイン化の促進 ・公園緑地整備事業の推進 | ・まちなか居住を進める ・良質な住宅づくりを進める ・建築物の耐震対策などの推進 ・公園・街路樹などのリニューアル整備 ・バリアフリーの配慮 ・環境負荷の低減 ・公共施設の耐震化を進める | (移) 人に優しい道路整備 (移) 交通安全施設の整備 |
| 行動目的 2-1 市民が安全に日常生活を送れる | 5 | 2 | 3 | 1 | 2 | 9 | ・交通安全施設の整備 ・通学路交通安全施設整備事業 | ・愛のメッセージ運動 | (新) 防火教室 (新) 防災教室 (新) 市民活動団体等が主体となった地域防犯活動の推進 (追) 人に優しい道路整備 (追) 交通安全施設の整備 |
| 行動目標 3-1 一人ひとりの人権が尊重され、誰もが個性と能力を発揮できる | 7 | 1 | 0 | 0 | 0 | 7 | ・学校人権教育リーダー育成研修会 | | |
| 行動目標 3-2 市民主体でまちづくりが行われる | 4 | 1 | 0 | 1 | 0 | 3 | ・子育てサークルなどの活動支援 | ・個性あるまちづくり事業による支援 | |
| 行動目標 4-1 商工業が活発になり、働きやすい環境になる | 7 | 8 | 1 | 0 | 3 | 11 | ・中小企業への子育て支援環境づくりの啓発 ・保育所特定保育事業 ・病児保育事業 ・認可外保育施設への支援 ・保育所延長保育事業 ・保育所休日保育事業 ・ワーク・ライフ・バランス推進事業 ・父親の子育てマイスター制度 | | (追) 保育所延長保育事業 (追) 保育所休日保育事業 (新) ワーク・ライフ・バランス推進事業 (追) 父親の子育てマイスター制度 |
| 行動目標 5-1 妊娠から出産まで安心して快適に過ごし、いきいき子育てでき、子どもが心身ともに健やかに成長できる | 27 | 4 | 1 | 6 | 0 | 22 | ・妊婦一般健康診査事業 ・1歳6か月児健康診査事業 ・3歳児健康診査事業 ・こんには赤ちゃん訪問事業 | ・プレママ栄養教室 ・訪園歯みがき教室 ・育児学級「わんぱくクラブ」 ・親子ふれあい教室「コアラ」 ・親子ヘルシー料理教室 ・育児学級「びよびよクラブ」 | (新) こんには赤ちゃん訪問事業 |
| 行動目標 5-2 親子が安心して医療を受けられる | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | ・小児医療体制の整備（休日・夜間） | | |
| 行動目標 6-1 地域で福祉活動が活発に展開される | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | ・民生委員・児童委員の活動支援 | ・福祉サービスを担う人材の育成 | |
| 行動目標 6-2 市民が経済的支援を受け、自立した生活を送れる | 22 | 2 | 0 | 3 | 1 | 20 | ・乳幼児医療費助成 ・母子自立支援員による相談 | ・市営住宅の建替え ・市営住宅の安全確保 ・市営住宅のバリアフリー化 | (新) 第3子保育料（保育園・幼稚園）の減免、補助 |
| 行動目標 6-3 障害のある人の自立と社会参加を促進する | 8 | 2 | 2 | 1 | 0 | 9 | ・障害児・保護者訓練指導事業などの実施 ・障害児デイサービス事業への支援 | ・福祉機器などの充実 | (新) 日中一時支援事業の充実 (新) YESnet（四日市早期支援ネットワーク）の充実 |
| 行動目標 7-1 児童・生徒が社会人となるための基礎が培われる | 30 | 8 | 5 | 9 | 0 | 26 | ・学校づくり支援事業 ・学校づくり協力者会議の充実 ・四日市版コミュニティスクールの推進 ・学びの一体化推進事業 ・特別支援教育の充実 ・障害のある子どもの教育相談事業 ・教育相談の充実 ・外国人幼児児童生徒教育充実事業 | ・大規模校支援事業 ・学校評議員制度の充実 ・小・中学校一貫教育推進事業 ・通学区域の弾力的運用 ・学校選択制の導入 ・基礎学力定着・向上推進事業 ・すこやか協力者会議事業 ・防犯対策整備 ・小・中学校英語教育充実事業 | (新) 学校づくり協力者会議の充実 (新) 学びの一体化推進事業 (新) 小学校・幼稚園・保育園出張犬の接し方教室 (新) 四日市版コミュニティスクールの推進 (新) 大規模校改修整備 |
| 行動目標 7-2 子どもが心身ともに健やかに育つ | 49 | 13 | 3 | 10 | △ 3 | 39 | ・保育の実施（通常保育） ・保育所障害児保育事業 ・児童の虐待防止対策 ・家庭児童相談室相談事業 ・子育て支援センター事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・学童保育所における児童保育の支援 ・食育の推進（体験活動）・食育の推進（地産地消） ・家庭教育に関する学習の場の提供 ・子どもの生活リズムの向上の支援 ・「家庭の日」啓発事業 ・青年指導者の育成・支援 | ・青少年関係団体指導者・育成者の育成・支援 ・児童館施設・設備の整備 ・児童館施設の管理運営・維持管理 ・児童育成地域組織活動への支援 ・家庭教育に関する市民啓発の実施 ・家庭教育に関する学習資料の配付 ・少年自然の家受入れ事業の充実 ・関係専門機関の連携 ・市民活動団体が行う子育て支援活動 ・子育て支援情報誌の更新 | (移) 父親の子育てマイスター制度 (新) 子どもの生活リズムの向上の支援 (新) 「家庭の日」啓発事業 (移) 保育所延長保育事業 (移) 保育所休日保育事業 (統) 保育所における食育推進 (新) 食育の推進（地産地消） |
| 行動目標 8-1 市民の芸術・文化活動が高まる | 7 | 3 | 0 | 0 | 1 | 8 | ・学校へのアウトリーチ事業 ・プラネタリウム学習放映の実施 ・学習支援展示の実施 | | (追) 学校連携授業の実施 |
| 行動目標 8-2 市民が生涯を通じて学習、スポーツ活動に取り組める | 9 | 2 | 0 | 2 | △ 1 | 6 | ・総合型地域スポーツクラブの設立 ・図書館での児童向け講座などの充実 | ・勤労者・市民交流センター事業 ・「親と子の映画会」の開催 | (移) 学校連携授業の実施 |
| | 190 | 50 | 15 | 41 | 1 | 165 | | | |

4 四日市市次世代育成支援行動計画推進本部設置要綱

(目的)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定に基づく市町村行動計画（以下「行動計画」という。）の策定及び実施等に関して総合的かつ効果的に推進するため、四日市市次世代育成支援行動計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行動計画の策定及び変更並びに公表に関すること。
- (2) 行動計画の実施状況の点検及び公表に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長及び本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 本部長は、推進本部を代表し、会議の招集及び主宰を行う。
- 4 本部長は、必要があると認める場合、本部員以外の者を会議に参加させることができる。

(政策推進監会議)

第4条 所掌事務を円滑に処理するため、推進本部に関係部局による政策推進監会議を置き、必要に応じて関係部署との連絡調整を行う。

(事務局)

第5条 事務局は、政策推進部政策推進課、市民文化部男女共同参画課、福祉部児童福祉課及び教育委員会教育総務課があたる。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

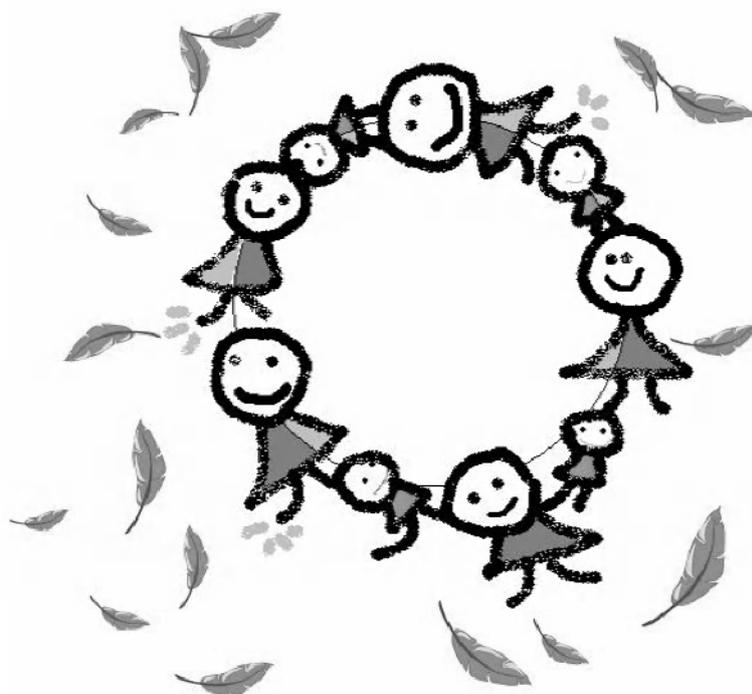
附 則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

| 本部長 | 福祉部を担当する副市長 |
|-----|---|
| 本部員 | 政策推進部長 総務部長 財政経営部長 市民文化部長 福祉部長 健康部長 商工農水部長 都市整備部長 教育長 |



5 四日市市次世代育成支援行動計画推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき策定された四日市市次世代育成支援行動計画の実施状況を把握し、推進するため、四日市市次世代育成支援行動計画推進委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、四日市市次世代育成支援行動計画の推進に関する事項について、必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 委員会の設置期間は、平成27年3月31日までとする。

- 2 委員会は、委員13名以内をもって組織することとし、うち2名以内の範囲を公募委員とすることができる。
- 3 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。
- 4 委員の任期は、1年とする。ただし、再任することを妨げない。
- 5 公職の故をもって委員となった者は、任期中であってもその職を離れたとき、委員の職を失う。
- 6 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(会議公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。なお、個人及び事業者等に関する情報については、委員の意見により部分的に非公開とすることができる。

- 2 会議を部分的に非公開とするときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときには、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、政策推進部政策推進課、市民文化部男女共同参画課、福祉部児童福祉課及び教育委員会教育総務課が行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行後、最初に行われる委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず市長が招集する。
- 3 平成17年度に限り、第3条第4項中「任期は、1年」とあるのは「任期は、平成18年3月31日まで」とする。
- 4 四日市市次世代育成支援対策行動計画検討委員会設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表

委員の構成表

| | |
|----|-------------------|
| 1 | 学識経験者 |
| 2 | 保育園保護者会代表 |
| 3 | 子育て市民団体関係者 |
| 4 | P T A代表 |
| 5 | 育成会代表 |
| 6 | 民生委員・児童委員代表 |
| 7 | 主任児童委員代表 |
| 8 | 四日市市社会福祉協議会代表 |
| 9 | 事業主代表 |
| 10 | 四日市幼児教育連絡協議会幼稚園代表 |
| 11 | 四日市幼児教育連絡協議会保育園代表 |